

別添 2

厚生病院将来構想支援コンサルティング業務委託審査要領

厚生病院将来構想支援コンサルティング業務を実施するにあたり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出される企画提案の審査を下記のとおり実施する。

記

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

厚生病院将来構想支援コンサルティング業務審査会

(2) 構成人数

審査会の委員は5名とし、鳥取県職員以外の有識者を2名含むものとする。

(3) 所掌事務等

厚生病院将来構想支援コンサルティング業務審査会設置要綱に定める。

2 審査の進め方

提出された企画提案書等について、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を行う。

3 選定方法

2による提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答の内容により、審査要領に基づき各項目の点数を審査委員の合議により採点し、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定するとともに、最優秀提案者以外の者についても、得点の高い順に順位付けを行う。

4 審査項目及び評価基準

性能点（800点満点）と価格点（200点満点）を総合し（1,000点満点）、最も高得点を得た者から順位を付けるものとし、性能点は各項目の点数を審査委員の合議により採点する。

性能点は5段階評価とし、いずれかの項目で評価段階1（特に劣る）の評価がある提案者とは契約を締結しない。

予算額5,390千円を超える見積価格を提示した者は失格とする。

評価項目、評価の視点及び配点は別表のとおりとする。